

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		土砂等のたい積の許可証の再交付
根拠法令及び条項		新座市土砂等のたい積の規制に関する条例施行規則第2条第3項
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	特になし
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 理由 規則制定後、該当する事例がなく、手続に不明の部分があることから、基準の設定が困難であるため
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 未設定 理由 規則制定後、該当する事例がなく、手続に不明の部分もあることから設定が困難であるため
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)